

<23年度>【出題の趣旨】〔第1問〕

設問1から設問3は、いわゆる消尽論に関する問題の理解を問うものであり、設問4は、特許権侵害による損害の額の推定等を定める特許法第102条第1項から第3項までの適用ないし類推適用に関する問題の理解を問うものである。

設問1は、地域的に制限された独占的通常実施権を許諾された者が許諾地域内で製造販売した製品を、他者が許諾地域外で販売する行為を問題とするものである。(国内)消尽論(最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁,最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁参照)を説明した上で、その考え方に基づいて当該行為が侵害となるかどうかの結論を導くことが求められる。

設問2は、地域的に制限された独占的通常実施権を許諾された者が許諾地域外で製造販売した製品を、他者が許諾地域外で販売する行為を問題とするものである。設問1とは異なり、問題となる製品は適法に製造販売されたものではない。当該製品の販売に対する特許権者の差止請求を否定するための主張としては、幾つかのものが考えられようが、当該製品にも消尽論が及ぶ等の消尽論に関連付けた主張の場合には、消尽論の根拠にまで遡って可能な限り説得的な論拠を探求し、それを提示することが求められる。

設問3は、Aから甲国特許権について実施許諾を受けたDが甲国において製造販売した製品を、Hが我が国において販売する行為を問題とするものであり、このような行為が特許権侵害となるか否かについて判示した最高裁判所の判決(最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁)を踏まえた論述が求められる。上記判決は、「我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において特許製品を譲渡した場合」を対象としたものであるところ、Dが「我が国の特許権者……と同視し得る者」に当たるかどうかを論じる必要がある。そして、Dがその製造する製品に「甲国外への輸出を禁止する」という表示を付していなかった場合、及びDは当該表示を付したが、Dからその製品を購入したEが当該表示を抹消した場合の特許権侵害の成否について、上記判決の考え方の根拠に遡って検討する必要がある。また、その検討においては、これら二つの場合を対比することが期待される。

設問4は、特許権者及び独占的通常実施権者の損害賠償請求に関するものである。Aは、特許権者であるが、Cに独占的通常実施権を許諾し、特許権の実施料収入を得るほかは事業活動を全く行っておらず、そのような特許権者が損害賠償請求をする場合、特許法第102条第1項、第2項又は第3項に基づいて損害額の算定をすることができるかどうかについて論述することが求められる。また、Cは、特許発明の実施品を製造販売している独占的通常実施権者であるところ、独占的通常実施権者が特許権侵害者に対して損害賠償を請求することができるかどうか、請求できるとすると、特許法第102条第1項、第2項又は第3項が類推適用され、これらの規定に基づいて損害額の算定をすることができるかどうかについて論述することが求められる。さらに、Aの損害賠償請求とCの損害賠償請求との関係についても論ずることが望ましい。